
寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）

寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・障害児福祉計画（第1期計画）

案の概要

○ 計画の目的

- ・障害のある人が“自分らしく”生活するうえでの課題を解決するとともに、社会に参加して共生するまちづくりを推進するために、基本的な指針となる「障害者長期計画」と、具体的な成果目標や活動指標を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」を一体的に策定します。

○ 計画の位置づけ

- ・障害者長期計画は、障害者基本法（第11条）、障害福祉計画は、障害者総合支援法（第88条）、障害児福祉計画は、児童福祉法（第33条の20）に基づいて策定します。本市ではこれらの計画を一体的に策定・推進することで、障害者支援を体系的・総合的かつ計画的に推進します。
- ・本市の総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域福祉計画や分野別計画等とも連動させ、ライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みを、効果的に推進します。

○ 計画の期間

- ・障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、平成30～32年度までの3年間の計画として策定します。障害者長期計画は、平成30～35年度までの6年間の計画とし、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定を行う平成32年度に、必要に応じて中間見直しを行います。



○ 計画の策定方法

- ・3つの計画を密接に連携させるよう、市民や関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定します。また、自立支援協議会を通じて、障害者支援の課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。
- ・計画に対する市民の意見を広く聴くため、当事者へのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒアリングを実施しました。さらに、計画素案に対するパブリック・コメントを実施します。
- ・障害者支援に関わる事業を実施する部局で構成する庁内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

○ 計画の進行管理

- ・障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けて、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標や活動指標をふまえて、年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じて、PDCIサイクル(※)によって推進します。
- ・これらの取り組みは、計画推進委員会、庁内連絡会、自立支援協議会等を通じて、市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体で協議を行いながら、役割を分担、協働していきます。

(※) 計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

○ 計画の構成



「障害者・障害児支援の【成果目標】」について、[◎] は国の基本指針で成果目標として示された事項、[○] は個別施策にかかる見直しとして示された事項、その他は障害者長期計画に基づき市が独自に定めた事項です。